

# 深海底における海洋の科学的調査

下山憲二（海上保安大学校）

大陸棚の外側の海底は、国際法上「深海底」と位置づけられており、深海底及びその「資源」は、人類共同の財産とみなされている。そして、それらに対していずれの国家も専有することが認められておらず、国際海底機構が管理を行っている。海洋の中でも特に深海底は未だ解明されていない点が多々存在し、これから様々な調査を実施する段階にある。しかしながら、現段階でも、深海底には多金属性団塊、コバルト・リッチ・クラストや熱水鉱床等の鉱物資源が埋蔵されていると共に、特有の海洋環境や希少な生物も存在することが確認されている。それらは人類にとって非常に有望な資源であると共に、地球環境を理解する上でも重要な素材である。そのためにも、深海底において十分な調査が実施される必要がある。しかし、深海底で調査を実施する際、それらは無条件かつ無制限に実施してよいものではない。当然ながら、国際法の規則に従って実施される必要がある。それらの規則を定めている国際条約の中で最も重要なものは1982年に成立した国連海洋法条約である。

海の憲法と呼ばれる国連海洋法条約は、第12部において海洋の科学的調査に関する多くの規定を置いている。それらの規定は、海洋の科学的調査の実施に関する一般原則や海域毎の実施条件等について定めているが、文言上も解釈上も未だに不明確な点が多々残されている。さらに、深海底での海洋の科学的調査に関しても、明確ではない点が存在する。例えば、国連海洋法条約256条及び143条は、全ての国家が深海底において海洋の科学的調査を実施する権利を有していると規定しているが、そこでは基本原則のみを定めているのみで、調査の結果得られた鉱物サンプルや生物サンプルの扱いについては、全く言及していない。さらに、国際海底機構が管理を行う「資源」は鉱物資源のみであり、生物資源はその対象外だと考えられているため、生物に対する調査は国際海底機構から規制を受けることはないと考えられることもできる。

本講演では、上記のような問題意識に立ち、海洋の科学的調査に関する基本原則や一般的な理解を整理した上で、深海底において海洋の科学的調査を実施するに際して発生することが想定される法的な課題、つまり、深海底での海洋の科学的調査を実施する際にどのような規制を受ける可能性があるのか、海洋の科学的調査の結果として取得した鉱物サンプル及び生物サンプルは誰に帰属するのか、そして、既に他国が探査又は開発のために指定した鉱区内で海洋の科学的調査を実施する際にどのような規制を受ける可能性があるのかといった点について、学説や国家及び国際機構の実行を基に整理を行う。